

二二	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一一六	一八
二三	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一一六	一八
二四	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入銷却に関する件	二五	二
二五	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入銷却に関する件	二九	七
二六	輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件	三一	五
二七	生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十一年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件	三一	五
二八	生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件	三一	六
二九	経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十一年度における輸入基準数量を定める件の一部を改正する件	三一	六
三〇	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十一年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの輸入数量を告示する件	三一	六
三一	平成三十一年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件	三一	七
三二	平成三十一年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件	三一	七
三三	平成三十一年度の初日から平成三十年十二月三十一日までの修正対象物品の各輸入数量を告示する件	三一	七
三四	関税暫定措置法別表第一の六の一五の項に係る物品についての平成三十一年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件	三一	七
一	○財務省、農林水産省 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準等の一部を改正する告示	一七	九 四七
二	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	二四	二
一	○国税庁 酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件	一八	四
一	○文部科学省 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一一六	一九
二	専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第二条の規定により専修学校の課程を認定した件	一一三	五
三	専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件	二五	一五 一六
四	専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件	二五	一五 一〇
五	専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件	二五	一五 二〇
六	専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認められた件	二五	一五 二二
七	高度専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件	二五	一五 二二
八	高度専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件	二五	一五 二四
九	高度専門士の称号の付与に関する文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件	二五	一五 二五
一〇	外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件	三一	一九 八六
一一	高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する件	三一	一九 八七